

令和4年度施行
役務設計書(公示用)

役務名 防災・安全交付金事業 3・3・83山本通(厚別東町29号線～厚別西6丁目連絡線間)ほか1線事業損失防止調査

札幌市建設局土木部

令和5年2月単価適用

位置図

1:10,000



札幌厚別高校

厚別西小学校

調査箇所①

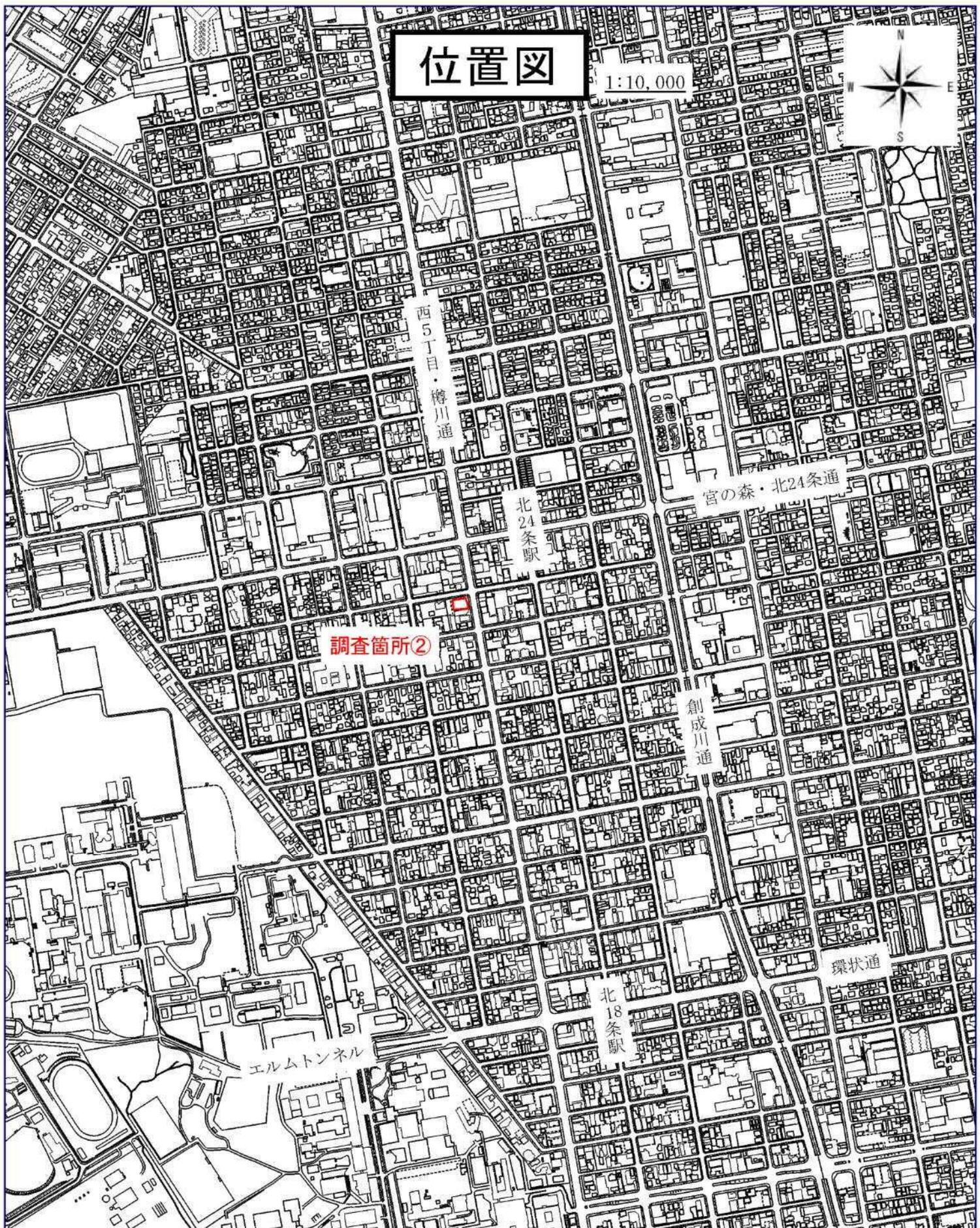
厚別東町29号線

JR千歳線

- 役務名称 : 防災・安全交付金事業 3・3・83山本通
(厚別東町29号線~厚別西6丁目連絡線間) ほか1線事業損失防止調査
- 調査箇所 : ①札幌市厚別区厚別中央5条2丁目ほか
②札幌市北区北23条西5丁目

位置図

1:10,000



調査箇所②

役務名称 : 防災・安全交付金事業 3・3・83山本通
(厚別東町29号線~厚別西6丁目連絡線間) ほか1線事業損失防止調査
調査箇所 : ①札幌市厚別区厚別中央5条2丁目ほか
②札幌市北区北23条西5丁目

役務名 防災・安全交付金事業 3・3・83山本通(厚別東町29号線～厚別西6丁目連絡線間)ほか1線事業損失防止調査

一金	総委託費	_____円
	設計委託費	_____円
内訳	消費税等相当額	_____円

役 務 説 明

1 役務の概要

本調査は、令和4年度「防災・安全交付金事業 3・3・83山本通(厚別西4条本通線～厚別通間)道路改良工事」、令和4年度「地方道路等整備事業 3・3・83山本通(北13条・北郷通～厚別西3条2丁目1号線間)箱型函渠新設工事」、令和3年度「防災・安全交付金事業 3・3・83山本通山本跨線橋(新橋)下部工新設工事」、令和3年度「国庫補助事業 3・3・6西5丁目・樽川通(北23条中通線～宮の森・北24条通間)道路改良工事」、令和4年度「防災・安全交付金事業 3・3・83山本通(北13条・北郷通～厚別通間)道路改良工事」、令和4年度「防災・安全交付金事業 3・3・83山本通山本跨線橋(新橋)下部工新設工事(その2)」が周辺環境に与える影響を検証するため、下記の環境調査を実施するものである。

- ・建物調査(事前調査)：6棟
- ・建物調査(事後調査)：20棟
- ・振動調査：1地点3測点×4回

2 履行場所

札幌市厚別区厚別中央5条2丁目ほか

3 履行期間

契約書に示す着手の日から令和6年2月12日までとする。

4 図面

別添のとおり(3枚)

5 仕様書等

札幌市土木設計業務共通仕様書、「事業損失防止調査要領(別途配布)」、及び特記仕様書による。
なお、役務の実施に際して、疑義及び定めのない事項が発生した場合は、監督員と協議のうえ決定するものとする。

6 着手

受託者は、本役務を実施するにあたり、役務着手前に役務内容の詳細について本市と十分協議し、次の書類を提出するものとする。

- (1) 着手届
- (2) 役務日程表(役務履行計画書)
- (3) 主任技術者指定通知書及び経歴書

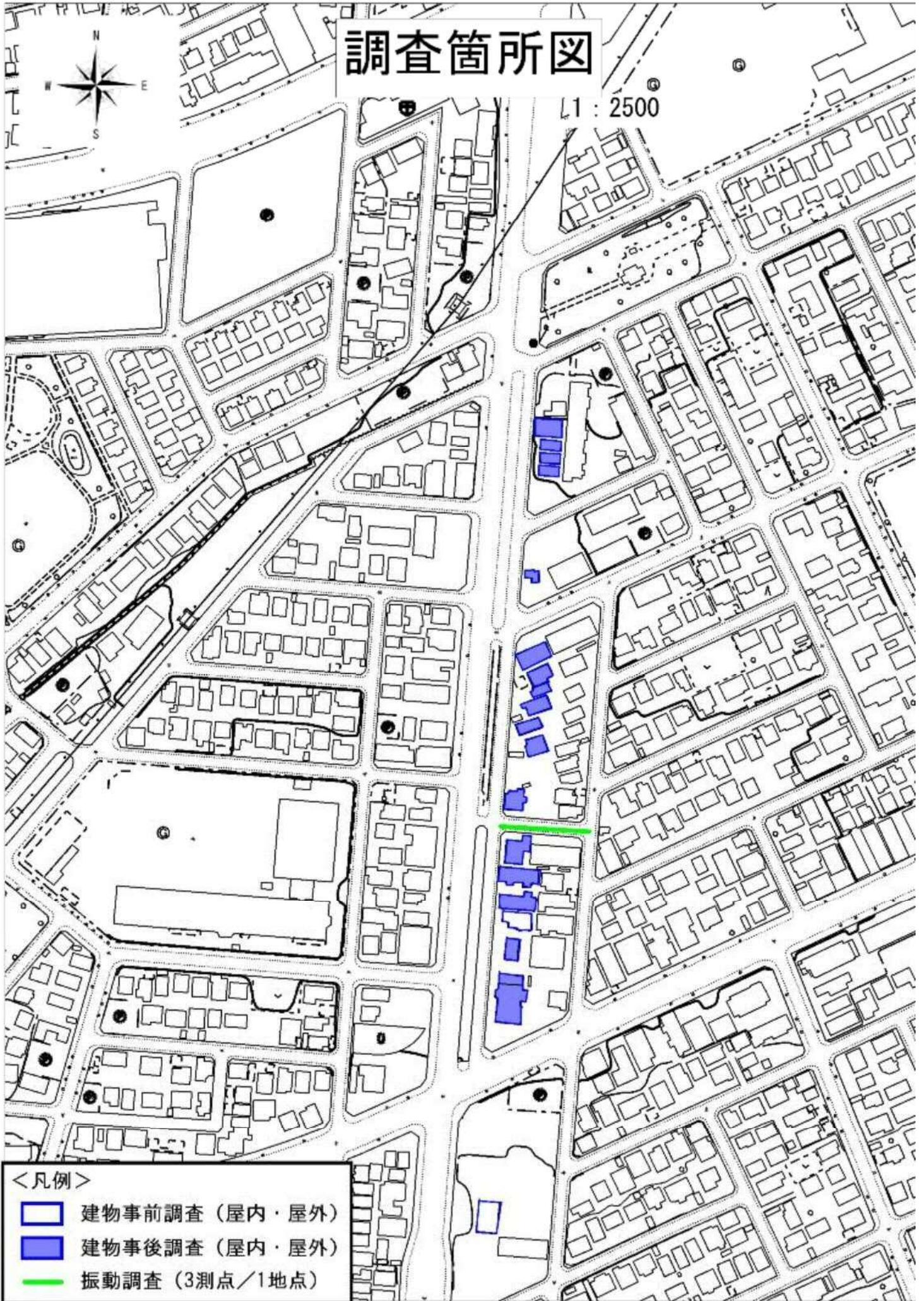
7 完了

受託者は、本役務の完了後、速やかに次の書類を提出するものとする。

- (1) 完了届
- (2) 仕様書等に定める書類

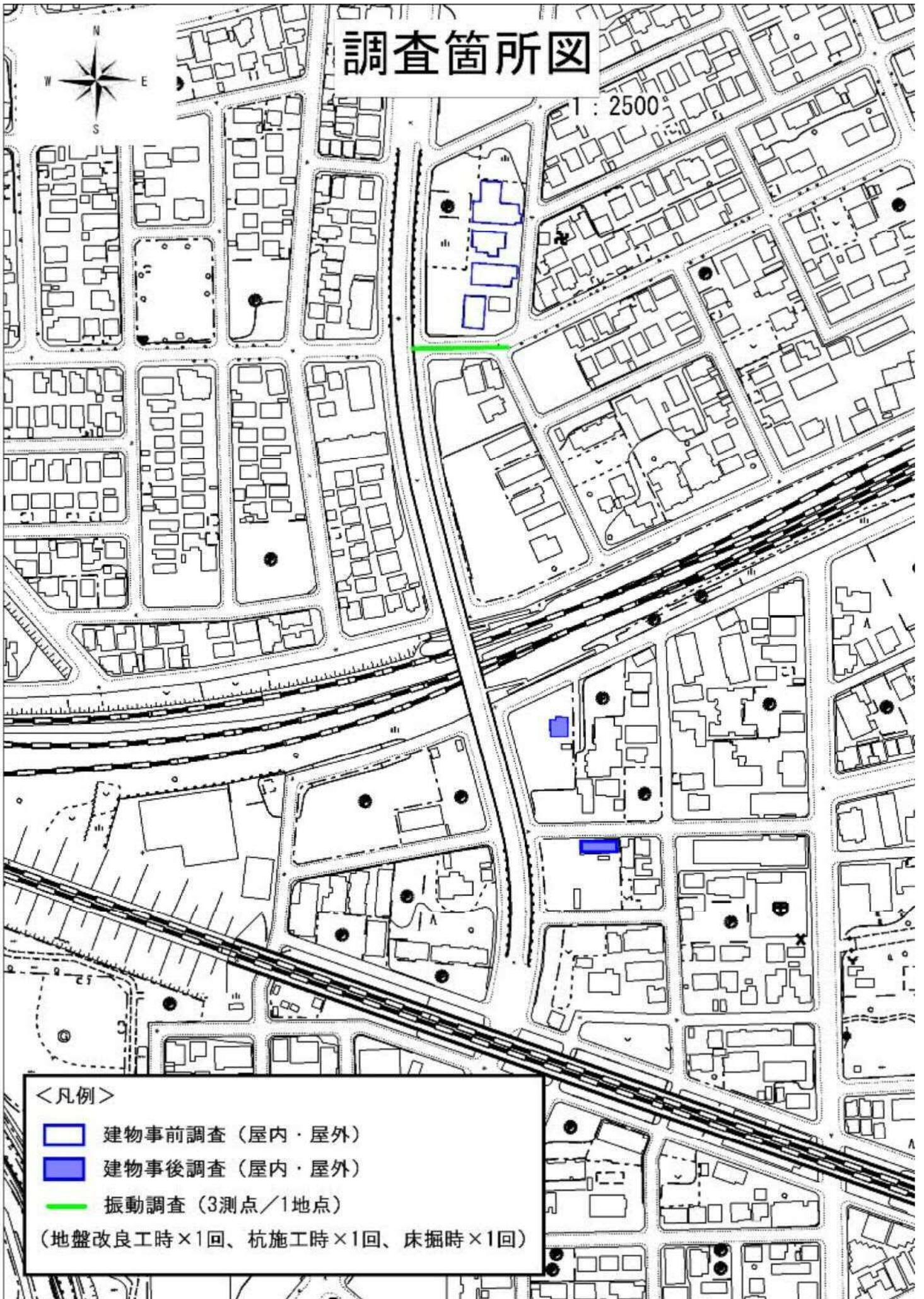
調査箇所図

1 : 2500



調査箇所図

1:2500





調査箇所図

1:1,250

宮の森・北24条通

西才築 北24条駅

西5丁目・梅三通

北23条中通線

北23条線

<凡例>



建物事後調査（屋外のみ）

特記仕様書

(1) 一般事項

- ① 別途発注の令和4年度「防災・安全交付金事業 3・3・83山本通(北13条・北郷通～厚別通間)道路改良工事」、令和4年度「防災・安全交付金事業 3・3・83山本通山本跨線橋(新橋)下部工新設工事(その2)」の請負業者と綿密な連絡調整を行うこと。
- ② 受託者は、この契約による業務を処理するに当って個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。
- ③ 受託者は、すべての関係者と日程を調整したのち、調査実施計画書を提出すること。
- ④ 着手時、中間、成果品納入時は主任技術者が立会うこと。
- ⑤ 報告書のまとめ方については監督員の指示によるものとし、提出部数はA4版製本1部、電子データ2部とする。

(2) 建物調査

① 調査対象家屋

・ 木造建物A (70㎡未満)	～ 事前調査	0 棟	～ 事後調査	1 棟
・ 木造建物A (70㎡以上130㎡未満)	～ 事前調査	0 棟	～ 事後調査	5 棟
・ 木造建物A (130㎡以上200㎡未満)	～ 事前調査	2 棟	～ 事後調査	4 棟
・ 木造建物A (200㎡以上300㎡未満)	～ 事前調査	2 棟	～ 事後調査	2 棟
・ 非木造建物イ (200m2未満)	～ 事前調査	0 棟	～ 事後調査	1 棟
・ 非木造建物イ (600m2以上1,000m2未満)	～ 事前調査	0 棟	～ 事後調査	1 棟
・ 区分所有 (35㎡未満)	～ 事前調査	10 戸	～ 事後調査	3 戸
・ 区分所有 (35㎡以上65㎡未満)	～ 事前調査	16 戸	～ 事後調査	22 戸
・ 区分所有 (65㎡以上100㎡未満)	～ 事前調査	0 戸	～ 事後調査	7 戸
・ 区分所有 (100㎡以上150㎡未満)	～ 事前調査	0 戸	～ 事後調査	1 戸

② 調査方法及び項目

- a) 所有者(居住者)の立会いを原則とする。調査、立会いの同意が得られない場合は、その理由を付して監督員に報告し、指示を受けること。
- b) 建物調査員は補償コンサルタント登録規程(昭和59年9月21日建設省告示第1341号)第3条第1号に規定する補償業務の管理を掌る責任者の者として事業損失防止部門に登録を行っている者、又は、発注者がこれと同等の知識及び能力を有すると認めた者とする。
- c) 調査時は2名以上で行動し、服装・言動については所有者等の心証を害することのないよう注意すること。
- d) 調査項目は視察調査・平面調査・傾斜調査・土台高測定・亀裂調査・写真撮影・スケッチ等とし、工事との因果関係が把握できるように資料を作成すること。

③ 調査結果
調査結果については、次の内容を成果品調査資料集に記載する。
a) 家屋調査票
家屋番号・所有者名・建物用途・建築概要・経過年数・調査面積・調査日を一棟ごとに記入した表を作成すること。
b) 調査内容表
写真番号・撮影箇所・撮影内容・測定値を一棟ごとに記入した表を作成して、事前・事後確認調査の対比を行えるようにすること。
c) 家屋平面図
平面図を作成して、測定位置・写真撮影方向・傾斜測定位置・調査面積表・当該工事位置(方向)を一棟ごとに記入すること。
d) 家屋立面図
立面図を作成して、亀裂の状況をスケッチし、写真番号を記入すること。
e) 傾斜測定表
主要な柱・外壁・外溝等の傾斜値と各階の床の傾斜値を一棟ごとに記入した表を作成して、事前・事後確認調査の対比を行えるようにすること。
f) 土台高測定表
基準点より測量した測定値を記入し、事前・事後確認調査の対比を行えるようにすること。 また、略図・基準高を記入すること。
g) 写真帳
写真の大きさはサービス版とし、一棟ごとに写真帳を作成すること。 また、写真帳は事前・事後確認調査結果と対比して見やすいようにすること。
④ 調査条件
原則として、工事の現場作業が始まる前に実施すること。
(3) 振動調査
① 調査地点は1地点3測点×4回とする。
調査箇所図に対象位置を示すが、実際の計測箇所及び日時については監督員との協議により決定することとする。
② 調査対象作業
調査は下記作業時に行うこととするが、工事内容等に応じて追加調査が必要と考えられる場合は、監督員と協議すること。
○地盤改良時に2回、杭施工時に1回、床掘り時に1回
③ 暗振動の測定
工事振動の影響が少ない昼休み等を利用して暗振動を測定すること。

④ 調査員

調査員は計測業務に精通した者とし、測定精度を確保するため監督を配置すること。

⑤ 調査結果

騒音振動調査総括表・距離減衰図・法規制との比較・周辺への影響評価等を取りまとめること。

【別記】

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受託者は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)、札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受託者は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の процедуруを定めなければならない。
- 3 受託者は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受託者は、従業者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。
- 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。
- 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受託者は、個人情報を取り扱う場所(以下「取扱区域」という。)を定め、業務の着手前に書面により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(教育の実施)

第5条 受託者は、個人情報保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における従業員が遵守すべき事項その他本委託等業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、従業員全員に対して実施しなければならない。

2 受託者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

第6条 受託者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

4 受託者は、本委託等業務に関わる保護管理者及び従業員に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託)

第7条 受託者は、やむを得ない理由がある場合を除き、本委託等業務の一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 受託者が再委託する場合には、あらかじめ委託者に申請し、委託者から書面により承諾を得なければならない。

3 受託者は、本委託等業務のうち、個人情報を取り扱う業務の再委託を申請する場合には、委託者に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。

- (1) 再委託先の名称
- (2) 再委託する理由
- (3) 再委託して処理する内容
- (4) 再委託先において取り扱う情報
- (5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策
- (6) 再委託先に対する管理及び監督の方法

4 受託者は、前項の申請に係る書面を委託者に対して提出する場合には、再委託者が委託者指定様式（本契約締結前に受託者が必要事項を記載して委託者に提出した様式をいう。）に必要事項を記載した書類を添付するものとする。

5 委託者が第2項の規定による申請に承諾した場合には、受託者は、再委託先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

6 委託者が第2項から第4項までの規定により、受託者に対して個人情報を取り扱う業務の再委託を承諾した場合には、受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。

7 前項に規定する場合において、受託者は、再委託先の履行状況を管理・監督するとともに、委託者の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

(複写、複製の禁止)

第8条 受託者は、本委託等業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報記録された資料等を、委託者の許諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 受託者は、本委託等業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第10条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業者の監督・教育を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第11条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報について、本委託等業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第12条 受託者は、委託者と受託者との間の個人情報の受渡しを行う場合には、委託者が指定した手段、日時及び場所で行うものとする。この場合において、委託者は、受託者に対して個人情報の預り証の提出を求め、又は委託者が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第13条 受託者は、本委託等業務の終了時に、本委託等業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

- 2 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受託者は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受託者は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、委託者に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

- 第14条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。
- 2 受託者は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

- 第15条 委託者は、本委託等業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託者に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。
- 2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託等業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

- 第16条 受託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。
- 2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
 - 3 委託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

- 第17条 委託者は、受託者が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する委託等業務の全部又は一部を解除することができる。
- 2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に

対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18条 受託者の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないこと
よって委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を
賠償しなければならない。

(注) 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略すること
とする。

令和4年度施行

役務設計書(見積参考)

役務名 防災・安全交付金事業 3・3・83山本通(厚別東町29号
線～厚別西6丁目連絡線間)ほか1線事業損失防止調
査

本設計書は、発注者の施工計画に基づいて作成した設計図書の一部を、見積算定の参考として提示するもので、契約上、これを拘束するものではありません。

札幌市建設局土木部

令和5年2月単価適用

建物調査業務 内 訳 書

一 金 円

名 称	形 質	内 訳			第1号内訳書		
		単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	番 号
打合せ協議	中間打合せ1回	業務	1				単算1
現地踏査		業務	1				単算2
事前調査 (屋外・屋内)	木造建物A (130㎡以上200㎡未満)	棟	2				単算3
事前調査 (屋外・屋内)	木造建物A (200㎡以上300㎡未満)	棟	2				単算4
事前調査 (屋外・屋内)	区分所有建物等 (35㎡未満)	戸	10				単算5
事前調査 (屋外・屋内)	区分所有建物等 (35㎡以上65㎡未満)	戸	16				単算6
事後調査 (屋外・屋内)	木造建物A (70㎡未満)	棟	1				単算7
事後調査 (屋外・屋内)	木造建物A (70㎡以上130㎡未満)	棟	5				単算8
事後調査 (屋外・屋内)	木造建物A (130㎡以上200㎡未満)	棟	4				単算9
事後調査 (屋外・屋内)	木造建物A (200㎡以上300㎡未満)	棟	2				単算10
事後調査 (屋外・屋内)	非木造イ (200㎡未満)	棟	1				単算11
事後調査 (屋外・屋内)	区分所有建物等 (35㎡未満)	戸	3				単算12
事後調査 (屋外・屋内)	区分所有建物等 (35㎡以上65㎡未満)	戸	22				単算13

札幌市

名 称	形 質	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	番 号
事後調査 (屋外・屋内)	区分所有建物等	戸	7				単算14
	(65m2以上100m2未満)						
事後調査 (屋外・屋内)	区分所有建物等	戸	1				単算15
	(100m2以上150m2未満)						
事後調査 (屋外)	非木造イ	棟	1				単算16
	(600m2以上1,000m2未満)						
直接人件費計							
材料費等		式	1				単算17
旅費交通費		式	1				単算18
直接経費計							
直接原価計							
その他原価		式	1				単算19
間接原価計		式	1				
業務原価		式	1				
一般管理費等		式	1				単算20
建物調査業務費							

振動調査業務 内 訳 書

一 金 円

		内 訳			第2号内訳書		
名 称	形 質	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	番 号
現地踏査		業務	1				単算21
実施計画書の作成		業務	1				単算22
監 督	8時間観測	日	4				単算23
現地準備		箇所	4				単算24
現地測定(振動)	レベルレコーダ	日・測点	12				単算25
	8時間観測						
一次整理	振動レベル	資料	12				単算26
	8時間観測						
二次整理	振動	箇所	4				単算27
後片付け		箇所	4				単算28
直接人件費計		式	1				
機械器具損料	(レベルレコーダ 1ch)	日	4				単算29
機械器具損料	(レベルレコーダ 2ch)	日	4				単算30
機械器具損料	(振動レベル計)	日	4				単算31

名 称	形 質	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	番 号
機械経費計							
旅費交通費		式	1				単算32
直接経費計							
直接業務費計							
諸経費		式	1				単算33
業務価格 小計							
報告書作成		業務	1				単算34
直接人件費計		式	1				
直接原価 計							
その他原価		式	1				単算35
間接原価 計		式	1				
業務原価		式	1				
一般管理費等		式	1				単算36
業務価格 小計							
振動調査業務費							

単価算出調書

細目	単位	単価	積算の基礎				NO			
打合せ協議 (中間打合せ1回)	業務	円	主任技師	1.50	人/業務	×	円/人	=	円/業務	1
			技師A	1.50	人/業務	×	円/人	=	円/業務	
			技師B	1.50	人/業務	×	円/人	=	円/業務	
			合計						円/業務	
現地踏査	業務	円	技師A	0.39	人/業務	×	円/人	=	人/業務	2
			技師B	0.39	人/業務	×	円/人	=	人/業務	
			技師C	0.39	人/業務	×	円/人	=	人/業務	
			合計						人/業務	
事前調査 木造建物A (130m2以上200m2未満) 屋外・屋内	棟	円	技師A	1.40	人/棟	×	円/人	=	円/棟	3
			技師B	2.21	人/棟	×	円/人	=	円/棟	
			技師C	1.73	人/棟	×	円/人	=	円/棟	
			技術員	0.75	人/棟	×	円/人	=	円/棟	
			合計						円/棟	
事前調査 木造建物A (200m2以上300m2未満) 屋外・屋内	棟	円	技師A	1.94	人/棟	×	円/人	=	円/棟	4
			技師B	3.07	人/棟	×	円/人	=	円/棟	
			技師C	2.40	人/棟	×	円/人	=	円/棟	
			技術員	1.04	人/棟	×	円/人	=	円/棟	
			合計						円/棟	
事前調査 区分所有建物等 (35m2未満) 屋外・屋内	戸	円	技師A	0.36	人/棟	×	円/人	=	円/棟	5
			技師B	0.45	人/棟	×	円/人	=	円/棟	
			技師C	0.42	人/棟	×	円/人	=	円/棟	
			技術員	0.11	人/棟	×	円/人	=	円/棟	
			合計						円/棟	
事前調査 区分所有建物等 (35m2以上65m2未満) 屋外・屋内	戸	円	技師A	0.47	人/棟	×	円/人	=	円/棟	6
			技師B	0.58	人/棟	×	円/人	=	円/棟	
			技師C	0.54	人/棟	×	円/人	=	円/棟	
			技術員	0.14	人/棟	×	円/人	=	円/棟	
			合計						円/棟	
事後調査 木造建物A (70m2未満) 屋外・屋内	棟	円	技師A	0.76	人/棟	×	円/人	=	円/棟	7
			技師B	1.15	人/棟	×	円/人	=	円/棟	
			技師C	0.92	人/棟	×	円/人	=	円/棟	
			技術員	0.52	人/棟	×	円/人	=	円/棟	
			合計						円/棟	
事後調査 木造建物A (70m2以上130m2未満) 屋外・屋内	棟	円	技師A	0.97	人/棟	×	円/人	=	円/棟	8
			技師B	1.45	人/棟	×	円/人	=	円/棟	
			技師C	1.16	人/棟	×	円/人	=	円/棟	
			技術員	0.65	人/棟	×	円/人	=	円/棟	
			合計						円/棟	

単価算出調書

細目	単位	単価	積算の基礎				N0	
事後調査 木造建物A (130㎡以上200㎡未満) 屋外・屋内	棟	円	技師A	1.25	人/棟 ×	円/人 =	円/棟	9
			技師B	1.88	人/棟 ×	円/人 =	円/棟	
			技師C	1.50	人/棟 ×	円/人 =	円/棟	
			技術員	0.84	人/棟 ×	円/人 =	円/棟	
			合計				円/棟	
事後調査 木造建物A (200㎡以上300㎡未満) 屋外・屋内	棟	円	技師A	1.73	人/棟 ×	円/人 =	円/棟	10
			技師B	2.60	人/棟 ×	円/人 =	円/棟	
			技師C	2.08	人/棟 ×	円/人 =	円/棟	
			技術員	1.17	人/棟 ×	円/人 =	円/棟	
			合計				円/棟	
事後調査 非木造イ 200㎡未満 屋外・屋内	棟	円	技師A	1.21	人/棟 ×	円/人 =	円/棟	11
			技師B	1.45	人/棟 ×	円/人 =	円/棟	
			技師C	1.19	人/棟 ×	円/人 =	円/棟	
			技術員	0.48	人/棟 ×	円/人 =	円/棟	
			合計				円/棟	
事後調査 区分所有建物等 (35㎡未満) 屋外・屋内	戸	円	技師A	0.24	人/棟 ×	円/人 =	円/棟	12
			技師B	0.26	人/棟 ×	円/人 =	円/棟	
			技師C	0.21	人/棟 ×	円/人 =	円/棟	
			技術員	0.07	人/棟 ×	円/人 =	円/棟	
			合計				円/棟	
事後調査 区分所有建物等 (35㎡以上65㎡未満) 屋外・屋内	戸	円	技師A	0.31	人/棟 ×	円/人 =	円/棟	13
			技師B	0.33	人/棟 ×	円/人 =	円/棟	
			技師C	0.27	人/棟 ×	円/人 =	円/棟	
			技術員	0.09	人/棟 ×	円/人 =	円/棟	
			合計				円/棟	
事後調査 区分所有建物等 (65㎡以上100㎡未満) 屋外・屋内	戸	円	技師A	0.40	人/棟 ×	円/人 =	円/棟	14
			技師B	0.42	人/棟 ×	円/人 =	円/棟	
			技師C	0.35	人/棟 ×	円/人 =	円/棟	
			技術員	0.11	人/棟 ×	円/人 =	円/棟	
			合計				円/棟	
事後調査 区分所有建物等 (100㎡以上150㎡未満) 屋外・屋内	戸	円	技師A	0.55	人/棟 ×	円/人 =	円/棟	15
			技師B	0.59	人/棟 ×	円/人 =	円/棟	
			技師C	0.48	人/棟 ×	円/人 =	円/棟	
			技術員	0.16	人/棟 ×	円/人 =	円/棟	
			合計				円/棟	
事後調査 非木造イ (600㎡以上1,000㎡未満) 屋外	棟	円	技師A	1.74	人/棟 ×	円/人 =	円/棟	16
			技師B	2.07	人/棟 ×	円/人 =	円/棟	
			技師C	1.33	人/棟 ×	円/人 =	円/棟	
			技術員	0.68	人/棟 ×	円/人 =	円/棟	
			合計				円/棟	

単価算出調書

細目	単位	単価	積算の基礎				N0			
材料費等	式	円	直接人件費 × %	円	×	%	=	円	17	
旅費交通費	式	円	直接人件費 × %	円	×	%	=	円	18	
その他原価	式	円	直接人件費 × α / (1-α)	円	×	%	=	円	19	
			※ α : その他原価の割合 (= %)							
一般管理費等	式	円	業務原価 × β / (1-β)	円	×	%	=	円	20	
			※ β : 一般管理費等の割合 (= %)							
現地踏査	業務	円	測量技師	1.00	人/業務	×	円/人	=	円/業務	21
			測量技師補	1.00	人/業務	×	円/人	=	円/業務	
			小計					=	円/業務	
実施計画書の作成	業務	円	測量技師	1.00	人/業務	×	円/人	=	円/業務	22
			測量技師補	1.00	人/業務	×	円/人	=	円/業務	
			小計					=	円/業務	
監督	日	円	測量技師	1.00	人/日	×	円/人	=	円/日	23
			小計					=	円/日	
現地準備	箇所	円	測量技師補	0.50	人/箇所	×	円/人	=	円/箇所	24
			測量助手	0.50	人/箇所	×	円/人	=	円/箇所	
			小計					=	円/箇所	

単価算出調書

細目	単位	単価	積算の基礎				N0			
現地測定（振動） （レベルレコーダ）	日・箇所	円	測量技師補	1.00	人/日・箇所	×	円/人	=	円/日・箇所	25
			小計						円/日・箇所	
一次整理 （振動レベル）	資料	円	測量技師補	0.50	人/資料	×	円/人	=	円/資料	26
			測量助手	0.50	人/資料	×	円/人	=	円/資料	
			小計						円/資料	
二次整理 （振動）	箇所	円	測量技師	0.30	人/箇所	×	円/人	=	円/箇所	27
			測量技師補	0.50	人/箇所	×	円/人	=	円/箇所	
			測量助手	0.50	人/箇所	×	円/人	=	円/箇所	
			小計						円/箇所	
後片付け	箇所	円	測量技師補	0.50	人/箇所	×	円/人	=	円/箇所	28
			測量助手	0.50	人/箇所	×	円/人	=	円/箇所	
			普通作業員	0.50	人/箇所	×	円/人	=	円/箇所	
			小計						円/箇所	
機械器具損料 （レベルレコーダ 1ch）	日	円	レベルレコーダ 1ch	1.0	台/日・台	×	円/台	=	円/日・台	29
			小計						円/日・台	
機械器具損料 （レベルレコーダ 2ch）	日	円	レベルレコーダ 2ch	1.0	台/日・台	×	円/台	=	円/日・台	30
			小計						円/日・台	
機械器具損料 （振動レベル計）	日	円	振動レベル計	3.0	台/日・台	×	円/台	=	円/日・台	31
			小計						円/日・台	
旅費交通費	式	円	直接人件費×	%	円	×	%	=	円	32

